第五十一条中「第四十三条」を「第四十五条」に改め、同条を第五十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十四条　第四条、第七条第二項、第二十条第一項又は第三十五条の規定の違反となるような行為をした者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

2　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第七条第一項、第二十三条第二項、第二十八条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条又は第三十四条第一項の規定に違反したとき。

二　第三十四条第二項の規定による処分に違反したとき。

第五十条第一号中「第七条第一項、第十二条、第十三条」を「第六条第一項、第十一条、第十二条」に、「第四十三条」を「第四十五条」に改め、同条第三号中「第八条第三項、第十条」を「第七条第三項、第九条」に、「第四十三条」を「第四十五条」に、「第十四条の二」を「第十四条」に改め、同条第四号及び第五号を削り、同条第六号中「第二十五条」を「第二十四条」に改め、同号を同条第四号とし、同条に次の一項を加える。

2　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十三条第一項又は第三十一条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第二十三条第三項又は第二十五条、第三十一条第二項、第三十六条第二項若しくは第三十八条第四項（これらの規定を第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反したとき。

第五十条を第五十二条とする。

第四十九条第一号中「第二十二条、第二十三条第一項」を「第二十一条、第二十二条第一項」に、「第四十三条」を「第四十五条」に、「第二十一条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第二号中「第四十三条」を「第四十五条」に改め、同条を第五十一条とする。

第四十八条第一項中「第十条」を「第九条」に、「第四十三条」を「第四十五条」に、「第十四条の二、第二十一条第一項」を「第十四条、第二十条第一項」に改め、第七章中同条を第五十条とし、第四十七条を第四十九条とする。

第四十六条に見出しとして「（海上保安庁長官による港長等の職権の代行）」を付し、同条中「第七条、第十条、第十四条の二、第二十一条第一項、第二十二条、第二十五条」を「第六条、第九条、第十四条、第二十条第一項、第二十一条、第二十四条」に、「並びに第四十二条」を「、第四十二条、第四十三条第一項並びに第四十四条」に、「第四十三条」を「第四十五条」に、「準用する第九条」を「準用する第十条」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

海上保安庁長官は、海上交通安全法第三十二条第一項第三号の規定により同項に規定する海域からの退去を命じ、又は同条第二項の規定により同項に規定する海域からの退去を勧告しようとする場合において、これらの海域及び当該海域に隣接する港からの船舶の退去を一体的に行う必要があると認めるときは、当該港が特定港である場合にあつては当該特定港の港長に代わつて第三十九条第三項及び第四項に規定する職権を、当該港が特定港以外の港である場合にあつては当該港に係る第四十五条に規定する管区海上保安本部の事務所の長に代わつて同条において準用する第三十九条第三項及び第四項に規定する職権を行うものとする。

第四十六条を第四十八条とし、第四十五条を第四十七条とする。

第四十四条の前の見出しを削り、同条第一項中「第三十三条第一項」を「第三十七条第一項」に、「第四十六条」を「第四十八条第二項」に改め、同条第二項中「第三十三条第二項」を「第三十七条第二項」に、「第四十六条」を「第四十八条第二項」に改め、同条を第四十六条とし、同条の前に見出しとして「（非常災害時における海上保安庁長官の措置等）」を付する。

第四十三条中「第十条、第二十六条、第二十九条」を「第九条、第二十五条、第二十八条」に改め、同条を第四十五条とし、第四十二条の次に次の二条を加える。

（異常気象等時特定船舶に対する情報の提供等）

第四十三条　港長は、異常な気象又は海象による船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、異常気象等時特定船舶（小型船及び汽艇等以外の船舶であつて、特定港内及び特定港の境界付近の区域のうち、異常な気象又は海象が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める区域において航行し、停留し、又はびよう泊をしているものをいう。以下この条及び次条において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該異常気象等時特定船舶の進路前方にびよう泊をしている他の船舶に関する情報、当該異常気象等時特定船舶のびよう泊に異状が生ずるおそれに関する情報その他の当該区域において安全に航行し、停留し、又はびよう泊をするために当該異常気象等時特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2　前項の規定により情報を提供する期間は、港長がこれを公示する。

3　異常気象等時特定船舶は、第一項に規定する区域において航行し、停留し、又はびよう泊をしている間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

（異常気象等時特定船舶に対する危険の防止のための勧告）

第四十四条　港長は、異常な気象又は海象により、異常気象等時特定船舶が他の船舶又は工作物に著しく接近するおそれその他の異常気象等時特定船舶の航行、停留又はびよう泊に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該異常気象等時特定船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2　港長は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた異常気象等時特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

（航路標識法の一部改正）

第三条　航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「の変更」の下に「（第三項及び第五項に規定する航路標識の設備の変更を除く。）」を加え、同条中第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3　第三条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める区域又は海域にある電波を使用する航路標識として国土交通省令で定めるものの設備を変更したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

一　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第四十三条第一項の規定による情報の提供が行われている場合　当該情報の提供が行われている同項に規定する区域

二　港則法第四十六条第一項に規定する指定港非常災害発生周知措置がとられている場合　当該指定港非常災害発生周知措置に係る指定港（同法第三条第三項に規定する指定港をいう。第十二条第一項において同じ。）の区域

三　前二号に掲げる場合のほか、海上保安庁長官が港則法第三条第二項に規定する特定港における異常な気象又は海象による船舶交通の危険を防止する必要があると認める場合　当該特定港の区域のうち航路標識の設置が船舶交通の危険の防止を図る上で有効であると認めて海上保安庁長官が指定する区域

四　海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十三条第一項の規定による情報の提供が行われている場合　当該情報の提供が行われている同項に規定する海域